

## 徳山市立周陽中学校同窓会会則

昭和48年3月17日施行

- 第1条 本会は、徳山市立周陽中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を計り併せて母校の発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の事務局を徳山市立周陽中学校内に置く。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。
1. 会員名簿の発行
  2. 講演会・懇談会の開催
  3. その他、本会の目的を達するに必要な事項
- 第5条 本会の会員は、徳山市立周陽中学校卒業生をもって正会員とする。
- 特別会員 母校職員
- 名誉会員 旧職員ならびに本会の目的に賛成するもので特に本会の認められたもの
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |     |     |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名  |
| 副会長 | 若干名 |
| 委 員 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 顧 問 | 若干名 |
- 第7条 役員の仕事は次のように定める。
1. 会長は、正会員中より委員会の推薦により総会の承認を経て選出し、本会の代表者として会務を遂行する。
  2. 副会長は、会長に準じて之を選出し、会長を補佐して会長の事故ある時は之を代理する。

## 周南市立周陽中学校同窓会会則

平成20年7月1日改正

<変更箇所は以下のとおり>

- 第1条 本会は、周南市立周陽中学校同窓会と称する。
- (第2条 同左)
- 第3条 本会の事務局を周南市立周陽中学校内に置く。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。
- (ア) 会員名簿の管理
- (イ) 講演会・懇談会の開催
- (ウ) その他、本会の目的を達するに必要な事項
- 第5条 本会の会員は、周南市立周陽中学校卒業生をもって正会員とする。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 会 長        | 1名                 |
| 副会長        | 若干名                |
| <u>理 事</u> | 若干名                |
| 幹 事        | <u>各学年の3学期総務委員</u> |
| 顧 問        | 若干名                |
- 第7条 役員の仕事は次のように定める。
- 1 会長は、正会員中より理事会の推薦により総会の承認を経て選出し、本会の代表者として会務を遂行する。
  - 2 副会長は、会長に準じて選出し、会長を補佐して会長の事故ある時はこれを代理する。

- 3 . 委員は、正会員および特別会員中より総会において選出する。委員は、委員会を組織し、本会の重要事項を決議する。決議は出席人員の過半数を以て之を決する。
- 4 . 幹事は、正会員および特別会員中より委員会の推薦により選出し、会長の統括のもとに事務を処理する。
- 5 . 顧問中の1名は母校校長を推し他は特別会員、名誉会員中より会長之を委嘱して、会長の諮問に充てる。

第8条 役員の任期は1か年とし留任を妨げない。

第9条 役員は、卒業の再入会金として金200円を納付する。

第10条 会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は、入会金および寄付金その他の収入を以て充てる。

第12条 前年度決算は、これを総会に提出してその承認を受けることを要する。

第13条 会則の変更は、総会出席者の過半数により決定する。

第14条 定期総会は、毎年1回開催し、会の最高議決機関とする。

第15条 総会の決議は、出席者の過半数とする。

第16条 本会会員にして、改氏名、転居、転職、吉凶等のあった場合は、その都度、本会事務所に通知するものとする。

第17条 慶弔規定

本会会員ならびに本校職員（旧も含む）に慶弔のある場合は、緊急役員会を開き協議する。

3 理事は、正会員および特別会員中より理事会の推薦により選出する。理事は、理事会を組織し、本会の重要事項を決議する。決議は出席人員の過半数とする。

4 幹事は、卒業学年の3学期総務委員とし、会長の統括のもとに事務を処理する。

5 顧問中の1名は母校校長を推し他は特別会員、名誉会員中より会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

（第8条 同左）

（第9条 同左）

第10条 会計年度は、総会の日に始まり次の総会の前日に終わる。

（第11条 同左）

第12条 決算は、これを総会に提出してその承認を受けることを要する。

（第13条 同左）

第14条 総会は、必要に応じて開催し、会の最高議決機関とする。決議は出席者の過半数とする。

第15条 理事会は、正副会長・理事・顧問で構成し、必要に応じて開催し、本会の重要事項を決議する。決議は出席者の過半数とする。

（第16条 同左）

第17条 削除